

魚津市告示第77号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和4年就業構造基本調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和4年5月12日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和4年就業構造基本調査
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期 令和4年8月29日から令和4年10月28日まで
- 4 報酬の額 36,870円。ただし、特別の事由により、1人の調査員が2調査区を担当した場合は、2調査区分の報酬から3,600円を調整し、70,140円とする。
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - (1) 旅費 3,010円
 - (2) 写真代 210円
 - (3) 電話代 210円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和4年11月30日